

令和 2 年 5 月 10 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17003

研究課題名(和文) 変革を迫られる企業・個人年金法制

研究課題名(英文) Corporate pension system and individual pension system forced to be changed

研究代表者

島村 暁代 (Shimamura, Akiyo)

信州大学・学術研究院社会科学系・准教授

研究者番号：30507801

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では企業年金や個人年金という任意加入の年金制度(具体的には企業年金と個人年金)について、企業年金以外に個人年金の仕組みも有するブラジルと基本的に個人単位で高齢期の所得保障制度を用意するチリの法制とを比較しつつ、日本の制度の問題点と立直しの方向性を検討した。その結果、高所得者だけでなく中所得者、可能であれば低所得者にも制度が普及するようインセンティブを付することが重要であることを明らかにした。また、公的年金等、その他の制度をも視野に入れて高齢期の所得保障の全体像を意識した上で制度設計をすることが重要であることを提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では日本が直面する問題について示唆的でありながら比較法的な研究が十分にはなされていないチリやブラジルの年金法制をモデルにしている。日本が直面する課題に既に対応した法制が整備され、課題も明確になりつつある国々の制度を理解しておくことには一定の社会的意義がある。さらに本研究では公的年金制度との関係のような社会保障法的な観点だけでなく、労働法的な観点や税法上の観点をも視野に入れた分野横断的な研究に取り組んだ。企業年金は労働者たる地位に着目して企業が提供する福利厚生の一環であり、税制上の優遇も大きい。社会保障法制だけでなく、労働法制や税法制にも配慮した考察を行うという点で学術的な意義もある。

研究成果の概要(英文)：This research aimed to study the voluntary pension system such as corporate pension or individual pension by comparing with Brazilian System and Chilean System. The results of this study are as follows. First, it is important to give incentive not only for people with high income but also for people with middle or low income.

研究分野：社会法

キーワード：所得保障 高齢期 企業年金 個人年金

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の年金制度は、大きくいうと全国民が強制加入する基礎年金(1階部分)と、主にサラリーマンが強制加入する厚生年金(2階部分)があり、これらを基本的には任意加入の年金制度(企業年金等)(3階部分)が補足する3階構造である。急速な少子高齢化の影響を受けて、公的年金制度にあたる1階部分と2階部分は縮小傾向にあり、いかにして持続可能な制度とするか、給付の削減等が検討されている。高齢期の所得保障の中核を担う公的年金が深刻な状況であることに鑑みると、どのように高齢期の所得を保障するかという根本的な問題は未解明のままである。

(2) 申請者は、上記の問題意識の下、公的年金制度を中心に置いて、その他の所得保障制度をも視野に入れた横断的な研究をしてきた。上記研究によって、わが国の制度改革は公的年金制度の枠内で、高所得者から低所得者への所得の再分配をしようとする傾向が非常に強いことを明らかにし、公的年金を縮小しなければならない現状からすれば、公的年金制度以外の制度をも見据えて、高齢期の所得保障のあるべき全体像を描く必要があることを導いた。

(3) 公的年金制度以外の制度として重要性を増すのが公的年金を上乗せする任意加入の年金制度(3階部分)である。これまでのわが国の3階部分は、厚生年金基金や確定給付企業年金(基金型・規約型)等、いわゆる企業年金の仕組みを中心に発展してきた。いいかえると、個人が自らの老後に備える個人年金は、確定拠出年金(個人型)の形で若干見られたものの、あくまで企業年金法制に附随するおまけ的な位置付けしか与えられてこなかった。しかし、企業年金法制の基軸であった厚生年金基金制度はA I J問題等を契機に終焉を迎え、企業によってはそもそも企業年金の仕組みを整備しないものも多い。昨今の雇用の流動化の傾向をも踏まえると、企業年金制度の抜本的な立直し・拡充・普及はもとより不可欠であるが、それに加えて個人年金法制を企業年金法制に並ぶもうひとつの3階部分として確立させ、その普及を目指すことも重要となる。というのも、公的年金が縮小されるのは企業年金を受給できる人に限られないからである。企業年金制度の恩恵に預かれない人のために、個人年金法制を拡充し普及させることは、不可欠の課題といえる。最近では、「企業年金法制」というように限定することが、個人年金法制の普及を妨げるとも指摘されるところであり、より広く包摂した概念として「自助努力」を設け、その中に企業年金や個人年金を位置づけるべきとの主張も展開されている(森戸英幸「企業年金法における「デフォルト・アプローチ」が示唆するもの」荒木尚志他編『労働法学の展望』有斐閣309頁)。

2. 研究の目的

本研究は、このような課題を踏まえて、これまでの成果をもとにしつつ、いまだ考察が不十分な公的年金制度に上乗せする任意加入の制度について、具体的には企業年金法制と個人年金法制とについて、特に税法的な観点や公的年金との関係性にも着目しつつ、比較法的考察を交えて検討するものである。

本研究では、日本の企業年金法制・個人年金法制の立直しという観点から、チリとブラジルの法制度についてそれぞれ以下の点を明らかにすることを目的とした。チリでは、個人年金を中心とする補足的保障制度が整備されているが、高所得者層にその利用が限られるとの問題が顕在化したため、2008年に改革が行われた。そして、中所得者のみならず、低所得者にも制度が普及するように、補助金の投入や税法上の優遇方法の見直しがなされた経緯がある。そこで、本研究では、特にその点に着目し、改革の内容を改めて確認すると共に、7年以上が経過した後の改革の評価を検討し、現状における改革の意義や課題を明らかにしたい。他方、ブラジルの補足的保障制度は、企業や組合等に所属する者だけを対象とするいわゆる閉鎖的保障制度(企業年金法制に相当)と、基本的に誰でも加入できる開放的保障制度(個人年金法制に相当)の2本の柱が具体的な内容であるため、両制度の関係性や役割分担を明らかにする。さらに、補足的保障制度が普及するように、税法上の優遇措置を組み合わせた法制を整える国が多い(例:日本、チリ等)、ブラジルにおける税法上の優遇措置の内容をも明らかにする。

以上のチリ・ブラジルの法制度の検討をもとに、日本の法制度のあるべき方向性を探求し、ある程度、具体的な制度設計を提言することまでを目標とした。

3. 研究の方法

本研究は、ブラジル・チリの法制度を参考に日本の法制度に対する示唆を得るものである。当初の研究方法としては、平成28年度には企業年金法制を、平成29年度には個人年金法制を主として中心に研究し、平成30年度には総括的な研究を行うことを予定していた。ブラジルとチリの法制度については並行して研究するが、それぞれの制度の特徴に鑑み、平成28年度には特にブラジル、平成29年度にはチリに重きを置く。研究の成果をその都度、わが国の議論に反映させて新たな課題を設定していく。各年度とも基本的な作業は文献や裁判例の研究である。もっとも、日本で得られる情報・知識には限りがあるので、現地調査を実施し、実務を担う行政や訴訟を扱う法曹等にインタビューをする。検討の過程では、研究会において報告、意見交換を行い、研究の成果は紀要等の雑誌への公刊という形で公表する。

4. 研究成果

既に述べた通り、当初の計画では3年を予定していたが、途中で産休を取得したこともあり、

1年繰り下げて4年の期間を本研究に費やすことになった。

(1)平成28年度

平成28年度はブラジルでの在外研究の機会を得たので、ブラジルの公的年金制度にあたる狭義の社会保障制度と補足的保障制度を中心的に検討した。狭義の社会保障制度に関しては、2016年10月に下された年金の放棄に関する連邦最高裁判決や2016年12月にテメル大統領が提示した改革案の内容を検討した。また、補足的保障制度については、ブラジルでは、企業や職域団体のメンバーだけを対象とする閉鎖的保障制度と誰でも加入できる開放的保障制度が両立するところ、歴史的にみれば、1970年代、80年代にかけては確定給付型のプランを提供する閉鎖的保障制度が中心であったが、最近では確定拠出型のプランを提供し、柔軟な設計が可能な開放的保障制度が急速に伸びていることがわかった。また、検討課題となっていた税法上の優遇内容についても検討することができた。

また、個人積立勘定方式の年金制度を採用するチリにも訪問し、年金監督官庁等でヒアリングを実施できた。低年金の問題が顕著で改革案に向けた議論があることが確認された。

(2)平成29年度

2年目にあたる平成29年度は、昨年度のブラジルにおける在外研究の成果をまとめることに費やした。より具体的には、ブラジルにおける公的年金制度にあたる狭義の社会保障制度と補足的保障制度の議論状況について、昨今の行われている改革をも視野に入れてまとめるとともに、その内容についてフォーラムで発表する機会を得た。検討の中では、個人年金や企業年金については民間の生命保険との関係を改めて精査する必要があることやこれらの制度設計において企業はどのような役割を果たすべきかを改めて検討する必要があることを確認した。

また、前年度にチリにて現地調査を行った成果として、チリの年金制度を、ニュージーランドの制度と比較考察することを通じて、わが国の確定拠出年金法の制度設計や将来展望について論ずる論文も共著の形で執筆することができた。

(3)平成30年度

平成30年度には妊娠し、産休を取得したため、当初予定していた海外出張は行うことができなかった。そこで、これまでに収集した文献や資料を分析することに多くの時間を費やした。より具体的には、本研究で比較対象国として設定したチリにおいて2018年から新たな大統領が選出され、新たな年金改革が始まっていたため、改革の概要を把握することに時間を使った。

また、我が国に関連しては、企業年金や個人年金以外の高齢期の所得保障として位置づけられる公的年金についての検討を行うことによって、公的年金の縮小傾向に伴って企業年金や個人年金の重要性が高まっていることを確認するとともに、我が国の高齢期の所得保障に関する制度の概要を広く発信できるように外国語での論文を公表した。さらに、年金生活者支援給付金の前倒しの問題を考察することで、公的年金制度との関係をより整序する必要があることを示した。公的年金や年金生活者支援給付金というのは、企業年金や個人年金以外の所得保障のツールであり、本研究が主眼とする企業年金や個人年金に関する制度設計に直接の影響を与えるものではない。それでも、企業年金や個人年金と同じく高齢期の所得を保障する重要なツールといえるのであり、それらとの関係性を考える上でも分析の対象としておくことは有益であると考えられる。

(4)平成31年度(令和元年度)

2019年度には前年度に続いて、チリの年金制度に関して法改正に向けた動きがあったので、その動向をたどるとともに、現行制度を紹介する論文を執筆した。もっとも、脱稿時にはいくつかの法案が錯綜して提出され、一部には法改正には至っていないものもあったため、今後の校正作業の段階でフォローする必要があると考えている(なお、この論文については脱稿中であるため、成果の欄には記載されていない)。

企業年金や個人年金をも含む我が国の高齢期の所得保障法制に関してはブラジルにおいて講演する機会を得ることができ、外国人研究者とも有意義な意見交換をし、人脈を広げることができた。さらに、日本の公的年金と退職との関係について判断を下した最高裁判決を評釈するとともに、高齢期の就労・退職と公的年金制度の関係を検討して論文の形でまとめた。

そして、平成31年度(令和元年度)は、本研究の最終年度であるため、本研究の総まとめとして総括を行った。企業年金や個人年金は、高齢期の所得を保障する重要なツールのひとつであり、高所得者だけでなく、中所得者や可能であれば低所得者に対しても制度が普及していくようにインセンティブを付していくことが重要であることを確認した。また、公的年金等、その他の制度をも視野に入れて、高齢期の所得保障の全体像を意識した上で制度設計することが重要であることを改めて提示した。本研究の全体を通じて、税法上の観点にも配慮しながら、企業年金法制と個人年金法制を両構えで整備するモデルが望ましいことを示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 4巻3号
2. 論文標題 特別支給の老齢厚生年金に関する退職改定	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 364-頁、371頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 4巻3号
2. 論文標題 高齢者の就労と退職に関連する公的年金制度の概要	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 356頁、363頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Akiyo Shimamura	4. 巻 5号
2. 論文標題 Pension System in Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 79-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 2018年11月号
2. 論文標題 制度の趣旨から考える 年金生活者支援給付金の前倒し	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融ジャーナル	6. 最初と最後の頁 94-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 1
2. 論文標題 退職金に関する法的諸問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 351-368
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 682
2. 論文標題 訴訟大国ブラジル 労働裁判所を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 75-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 3
2. 論文標題 ブラジルにおける公的年金と補足的保障制度	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 169-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代・渡邊智之	4. 巻 3
2. 論文標題 個人年金法制の設計と展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 51-107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 681
2. 論文標題 社会保障改革 - 年齢要件挿入への壁	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 83-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村暁代	4. 巻 680
2. 論文標題 混迷するブラジル 労働法改革の行方	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 131-132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 4件)

1. 発表者名 島村暁代
2. 発表標題 日伯における同性婚と社会保障法
3. 学会等名 日伯比較法シンポジウム『ブラジルの同性婚法』をめぐって (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akiyo Shimamura
2. 発表標題 Income Security for the Elderly in Japan
3. 学会等名 Brazil-Japan Litigation and Society Seminar II, Cultural Diversity and Global Challenges (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 島村暁代
2. 発表標題 ブラジルにおける高齢期の所得保障法制
3. 学会等名 松下幸之助国際スカラシップフォーラム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Akiyo Shimamura
2. 発表標題 Pension System in Japan
3. 学会等名 Brazil-Japan Litigation and Society Seminar (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Akiyo Shimamura
2. 発表標題 SISTEMA DE PREVIDENCIA SOCIAL NO JAPAO ~ UM ESTUDO ATRAVEZ DE ACORDO PREVIDENCIARIO JAPAO E BRASIL ~
3. 学会等名 XI Congresso Internacional de Estudos Japoneses (国際学会)
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 島村暁代	4. 発行年 2018年
2. 出版社 労働問題リサーチセンター	5. 総ページ数 27
3. 書名 「第11章公的年金制度における自営業者の位置づけに関する一考察」『第4次産業革命と労働法の課題』	

1. 著者名 SHIMAMURA, Akiyo e TAKAHASHI, Bruno	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Editora Jurua;	5. 総ページ数 30
3. 書名 "Acordo Previdenciario Brasil-Japao: caracteristicas e questionamentos" In Novos Temas de Pesquisa em Estudos Japoneses.	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----